

国土交通大臣コメント

平成19年3月8日

本日、国土交通省発注の水門設備工事に関し、事業者が行っていた談合行為に国土交通省の当時の職員2名が関与していたとして、公正取引委員会から、「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」に基づく改善措置要求を受けました。

また、あわせて、既に退職していた当省の元職員3名が、事業者の談合行為に関わっていたとして、法令には基づかない要請を受けました。

入札談合等の不正行為、とりわけ官製談合はあってはならないことであり、談合行為の排除に向け、入札契約制度改革の先頭に立ってきた国土交通省が、国の機関として初めて改善措置要求の対象となったことは、極めて遺憾であり、誠に慚愧に堪えません。

こうした事態を厳粛に受け止め、ここに、国民の信頼を著しく裏切ることになったことに対し、国民の皆様方に深くお詫び申し上げます。

そして、一日も早く国民の信頼を回復できるよう、最大限の努力をしてまいります。

このため、談合がいかに割に合わないかを職員及び事業者に徹底するとともに、今回の事件に即しては、私自身の給与を自主返納し、関与事業者に対しては厳しい指名停止措置を講じたところであります。

さらに、本日とりまとめた「当面の入札談合防止対策」を速やかに実施に移すとともに、引き続き、事実関係の徹底した解明と入札契約に関する不正行為の防止、綱紀保持の徹底に向け、全力を尽くすこととお誓い申し上げたいと存じます。